

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症により直接的または間接的な被害を受けている農業者に必要な資金が円滑に融通され、農業者の経営の早期の立て直しに資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額と同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額と同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年4月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

別表（第3条、第8条関係）

1 間 接 補助事業	2 事業実 施主体	3 間接補助 対象経費	4 間 接 補助率	5 間接交 付主体	6 補助率	7 間接補助事業 の重要な変更
<p>新型コロナウイルス感染症により直接的または間接的な被害を受けている農業者に対し、県内農業協同組合の融資制度である「新型コロナウイルス感染症対策資金」として低利融資を行い、鳥取県信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫から利子補給金の交付を受ける事業</p>	<p>鳥取県内の農業協同組合</p>	<p>本補助金の交付申請日の属する日の前年の1月1日から12月31日までの融資残高（延滞額は除く。また借入日から5年後の応当日の前日までに係るものに限る。）を計算の基礎として、鳥取県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫がそれぞれ県内の農業協同組合に支払う利子補給金の和</p>	<p>3分の1</p>	<p>鳥取県信用農業協同組合連合会</p>	<p>3分の1</p>	<p>本補助金の増額を伴う変更</p>

年 月 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 算定基準額 | 申請書に記載の額 |
| (2) 交付決定額 | 金 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付要綱（令和2年7月10日付第202000059427号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付事業計画(実績報告)書

1 事業計画(実績報告)

資金名	融資機関	貸付番号	借受者	貸付 貸付金額	年月日 期首 融資残高	年月日 約定 償還	年月日 繰上 償還	年月日 償還額	年月日 償還額	年月日 償還額	期末 融資残高	日数					(残高×日数)の 和	融資 平均残高 ①	利率			県信連・農林中金の利子補給金			チェック用 数値 (⑦/①)*100 (④以下)	県の 補助率 1/3 ⑧	県の 利子補給金 ⑦×⑧		
												1	2	3	4	5			軽減前 ②	軽減後 ③	差引④ (②-③)	県信連 支払額 ⑤	農林中金 支払額 ⑥	⑦=⑤+⑥ 【算定基準額】					
【記入例】 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策資金	鳥取いなば 農業協同組合	123,456	鳥取太郎	R2.6.1 3,000,000	3,000,000	R2.9.20	R2.10.20				1,500,000	112	30	72			504,000,000	1,380,822	1.50	0.00	1.50	16,155	4,556	20,711	1.50	1/3	6,903		
																	【合計】	件	円	円				円					

※貸付案件ごとに利子補給金の金額を算定し、その合計を【合計】の欄に記載してください。

2 収支予算(決算)

(1)収入の部

区分	本年度予算(決算)額	前年度予算(決算)額	対比増減		備考
			増	減	
県補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	

(2)支出の部

区分	本年度予算(決算)額	前年度予算(決算)額	対比増減		備考
			増	減	
利子補給金	(円)	(円)	(円)	(円)	

添付資料

- ・貸付条件の詳細を示した資料
- ・繰上償還の有無の状況を証する資料
- ・県信連から農業協同組合へ本書に記載の利子補給金が支払われたことを証する資料(実績報告時のみ添付)
- ・農林中央金庫から農業協同組合へ本書に記載の利子補給金が支払われたことを証する資料(実績報告時のみ添付)